（買付け等の通知書の記載事項等）

第五条　［略］

２　［略］

３　令第八条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

［一・二　略］

三　当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことについて関東財務局長の承認を受けた当該株券等

４　［略］

５　公開買付者（公開買付けによる株券等の買付け等を行おうとする者を含む。）が第三項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該公開買付けの内容

二　当該公開買付けに関して当該承認を受けようとする株券等の種類及びその内容

三　当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

６　［略］

７　令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十一項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

［一・二　略］

８・９　［略］

10　第八項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

11　第七項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第八項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの

二　［略］

12　第七項第一号の規定による承諾を得、又は同項第二号の規定による告知をした公開買付者は、当該応募株主等から電磁的方法又は電話その他の方法により当該通知書を交付するよう請求があったときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該応募株主等が当該請求をした後に同項第一号の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（株券等の所有割合の計算）

第六条　法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一　株券等の買付け等を行う者にあっては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除する方法

二　［略］

（買付け等の通知書の記載事項等）

第五条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

４　［同上］

［項を加える。］

５　［同上］

６　令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

［一・二　同上］

７・８　［同上］

９　第七項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10　第六項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第七項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの

二　［同上］

11　第六項第一号の規定による承諾を得、又は同項第二号の規定による告知をした公開買付者は、当該応募株主等から電磁的方法又は電話その他の方法により当該通知書を交付するよう請求があったときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該応募株主等が当該請求をした後に同項第一号の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（株券等の所有割合の計算）

第六条　［同上］

一　株券等の買付け等を行う者にあっては、その者の所有に係る当該株券等（次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除する方法

二　［同上］